

第9期第3回 令和5年度第3回さいたま市地域自立支援協議会 会議録

日時：令和6年3月19日（火）14:30～16:45

オンライン開催

次 第

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 日中サービス支援型グループホームについて
 - (2) 地域生活支援拠点等の登録について
 - (3) 各専門部会の取組みについて
 - (4) 障害者の災害対策について
 - (5) 令和5年度障害者支援地域協議会からの活動報告について
 - (6) 条例改正・報酬改定について
 - (7) その他報告事項
3. 閉 会

配布資料

- ①さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ②委員名簿
- ③【資料1-1、1-2】日中サービス支援型グループホーム資料
- ④【資料2-1、2-2】地域生活支援拠点等の登録について
- ⑤【資料3-1～3-4】各専門部会の取組みについて
- ⑥【資料4-1、4-2】障害者の災害対策について
- ⑦【資料5-1、5-2】令和5年度障害者支援地域協議会からの活動報告について
- ⑧【資料6-1、6-2】条例改正・報酬改定について
- ⑨【資料7】その他報告事項資料

出席者

委 員・・・市川委員、内田委員、大村委員、荻原委員、加藤委員、金澤委員、
小泉委員、酒井委員、遅塚会長、三石委員
(欠席) 上松委員、黒田委員

事 務 局・・・(障害福祉課) 栗原課長、金澤課長補佐、小林係長、岩澤係長、川邊主査
上原主事、岡主事、石井主事

(障害政策課) 田中課長、荒木課長補佐、青柳課長補佐、大塚課長補佐、
高橋主任

(福祉総務課) 諏訪主事

(防 災 課) 土井課長補佐、石井係長

議題3 障害者支援助地域協議会出席者・・・中央区地域協議会 大須田氏、
浦和区地域協議会 渡邊氏

開会

(事務局：障害福祉課)

それでは、それでは定刻となりましたので「令和5年度第3回さいたま市地域自立支援協議会」を開催させていただきます。

本日は、皆様大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

私は、障害福祉課企画管理係長の岩澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【出席確認】

まず、今回の委員の皆様の出席状況を確認させていただきますが、出席委員10名、欠席委員2名ですので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第26条第2項の規定により、委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立といたします。

【会議の公開】

続きまして、会議の公開に関してですが、本協議会は「さいたま市情報公開条例第23条」によりまして、原則公開することと規定されております。

それでは、開会にあたりまして、障害福祉課長の栗原からご挨拶申し上げます。

【課長挨拶】

障害福祉課長の栗原でございます。

本日は大変お忙しい中、会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、能登半島地震を受けての災害対策や障害者支援助地域協議会からの活動報告など、多くの議題がございます。

委員の皆様におかれましては、それぞれのご経験やお立場から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

【資料確認】

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は事前にメールでお送りしております。お手元にごございますでしょうか。

～資料確認～

【傍聴許可】

次に会議の傍聴についてですが、本日9名の方が傍聴希望されておりますので、本日の傍聴人を9名と定め、この方々につきまして、傍聴を許可したいと存じます。なお、傍聴人につきましては、1つの会場でこの映像を見る形式で傍聴していただいております。

また、本日の議題1「日中サービス支援型グループホームについて」及び議題2「地域生活支援拠点等の登録について」につきましては、さいたま市情報公開条例第7条第3号に規定された、特定の法人に関する情報及び法人を特定することができる情報を審議するため、非公開といたします。議題1及び議題2の時間は、傍聴室の映像と音声を切らせていただきますので、ご了承ください。

事務局からの連絡事項は以上です。

ここからの議事進行につきましては、遅塚会長にお願いしたく存じます。

遅塚会長、よろしくお願いたします。

議題1「日中サービス支援型グループホームについて」

(遅塚会長)

皆さん、こんにちは。それでは、ここから議事に入ります。

まず、本日の議題1「日中サービス支援型グループホームについて」事務局からご説明をお願いいたします。

本議題につきましては、さいたま市情報公開条例
第7条第3号に規定された特定の法人に関する
情報及び法人を特定することができる情報を
審議するため、会議録を非公開と致します。

それでは次は議題2に移ります。「地域生活支援拠点等の登録について」こちらも事務局からご説明をよろしくお願いたします。

本議題につきましては、さいたま市情報公開条例
第7条第3号に規定された特定の法人に関する
情報及び法人を特定することができる情報を
審議するため、会議録を非公開と致します。

それでは議題3に移ります。「各専門部会の取組みについて」こちらも事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

(事務局：障害福祉課)

ここからは、傍聴室に音声を入れますので、少々お待ちいただければと思います。

～傍聴室音声 ON～

それでは、議題3についてご説明いたします。

まず、資料3-1、「精神保健福祉部会」をご覧ください。

今年度の主な取組みにつきまして、7月18日に開催した第1回目の精神保健福祉部会では、まず、地域協議会からの活動報告に挙がっておりました、精神障害者の家族支援に関わる「8050問題」のテーマについて意見交換を行いました。

次に、精神保健福祉法の改正については、令和5年4月1日及び令和6年4月1日に改正施行されます精神保健福祉法の変更部分について、所管課から報告を行いました。こちらの議題は、第2回の部会でも詳細を報告しております。

地域移行・地域定着支援連絡会議については、第1回、第2回の部会どちらでも議題として挙げており、会議の開催結果と支援事業の実施経過を報告したところでございます。今後、市内6病院への聞き取り調査と入院者の訪問調査を実施する予定です。

その他、第2回の部会では、精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業の令和5年度の実施経過をご報告しております。事例に対する意見交換や、来年度の運営についてのご報告も行いました。

また、精神障害者の家族支援について、令和5年度に実施した支援の内容について所管課から報告を行い、意見交換を実施いたしました。

来年度の取組みといたしましては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の活用について協議を行いたいと考えております。また、令和6年度からアウト

リーチ事業を全区に拡大していく予定でございますので、今年度に引き続き事業の実施経過報告を行ってまいります。

その他、精神障害者の家族支援、ピアサポート事業につきましても、精神保健福祉部会の場で報告を行い、適宜意見交換をしていきたいと考えております。

続いて、資料3-2「障害者虐待防止部会」をご覧ください。

今年度の主な取組みといたしまして、7月27日に開催した第1回目の障害者虐待防止部会では、令和4年度障害者虐待統計の報告を行い、障害者虐待の実態について委員の皆様からご意見等をいただきました。

また、1月19日に開催した第2回目の部会では、障害者虐待対応に関する事例検証を3件行いました。近年、施設従事者による虐待、中でもグループホームでの事案が増加傾向にあることから、グループホームにおける虐待事案を検証したところです。

来年度の取組みといたしましては、引き続き「さいたま市障害者虐待統計」を用いて傾向を分析すること、今後の虐待対応の参考となるよう事例検証を実施することとしております。さらに、部会で検証した事例をまとめた障害者虐待対応事例集の充実を図るため、随時内容を精査し、区における活用状況や使用方法の確認も行っていきたいと考えております。

続いて、資料3-3「相談支援部会」をご覧ください。

今年度の主な取組みといたしまして、8月18日に開催した第1回目の相談支援部会では、地域生活支援拠点等についての説明や令和4年度障害者支援地域協議会活動報告についての報告を行いました。また、課題として挙がっておりました相談支援専門員の不足について、相談支援事業所のひっ迫状況やセルフプラン率の増加に関する意見交換を実施しました。

1月30日に実施した第2回目の部会では、地域生活支援拠点の実施要綱及びガイドラインの改正についてご説明いたしました。こちらにつきましては、令和6年4月1日改正の障害者総合支援法に、地域生活支援拠点が規定されることに伴う改正となります。また、先ほどの議題2のとおり、本市では事業所の地域生活支援拠点登録を開始しておりますので、実務に即した内容となるよう修正した部分もございます。実施要綱は法律に合わせて令和6年4月1日施行、ガイドラインは報酬改定の内容も盛り込む予定ですので来年度中の修正を目指しているところです。

そのほか、第2回目の部会では、市内の相談支援事業所や相談支援専門員の実態調査結果、相談支援やセルフプランに関する課題及び提案について、委員からご報告をいただきました。

来年度の取組みといたしましては、引き続き相談支援やセルフプランの課題に関する検討を進めること、地域生活支援拠点等コーディネーターの整備に向けた検討をすることとしております。なお、来年度は西区と見沼区に基幹相談支援センター及び地域協議会を設置

する予定でございます。

最後に、資料3-4「子ども部会」をご覧ください。

第1回目の子ども部会の主な取り組みとしましては、まず、医療的ケア児の支援について、さいたま市の医療的ケア児支援体制と埼玉県医療的ケア児等支援センターとの連携の状況について報告を行いました。

障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築については、事務局から概要の説明を行い、本市の移行調整の状況を所管課から報告し、意見交換を行いました。こちらは第2回の部会でも議題として挙げており、移行調整の具体的な事例をご紹介します、課題の洗い出しを行いました。

第2回の子ども部会では、第1回に引き続き医療的ケア児支援に関する協議を行いました。まず、令和6年1月に開所した「さいたま市医療的ケア児保育支援センター」の概要を所管課から報告しました。続いて、さいたま市の医療的ケア児がご利用できる相談窓口を掲載した、さいたま市の医療的ケア児支援リーフレットの案を事務局が作成しましたので、内容に関する意見交換を行いました。

こちらにつきましては、内容の再検討が必要ということで、来年度の部会で再度協議を行う予定でございます。また、今後の取り組みとして、市内の医療的ケア児等コーディネーターの情報交換の場を設けるため、医療的ケア児等コーディネーター連絡会議を実施することについてご報告いたしました。連絡会議で挙げられた全市的な課題については、子ども部会にも議題として提示していくことも検討しております。

その他、来年度の子ども部会の取り組みといたしまして、引き続き「障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築」に関する協議を行ってまいりたいと考えております。

議題3「各専門部会の取り組みについて」のご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(遅塚会長)

ありがとうございました。

ただいまの報告について何かご意見或いはご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

(内田委員)

子ども部会の資料で、「医療的ケア児等」と「医療的ケア児」という表記がありますよね。他には、障害児入所施設に入所する障害児「等」となっています。

例えば、久美愛園では、福祉型障害児入所施設を運営しておりますが、「等」というのはいわゆる過齢児も含めてという意味なのでしょうか。

また、医療的ケアが必要な方について、私の見解としては、成人した医療的ケアが必要と

する人の課題は結構似ている部分があると考えます。お子さんの場合は発達や教育の部分が絡んでくるということはあると思いますが、医療的ケアそのものは成人の方とそこまで変わらず、それぞれ支援体制が不十分であるということは間違いのないと思います。

支援体制を整備するとなった場合に、さいたま市では、国と同じく、医療的ケア児という言葉をしていて、私は医療的ケア児者と書くべきだと思っていますが、この資料の中でも両方の表記になっています。

福祉型障害児入所施設では、高校を卒業して地域に戻そうというときに、課題となっているのがいわゆる過齢児という、18歳以上の人が見守り施設にいる問題です。「等」というのは年齢を重ねている人を含むという意味なのか、また、引き続き医療的ケアもそのような整理で良いのでしょうか。

(遅塚会長)

はい。ありがとうございます。

資料の中に、「医療的ケア児」と「医療的ケア児等」が混在しているけれども、「等」がついている場合には児童以外も含んで書かれているのかどうかを聞かれていますと思いますが、事務局からいかがでしょうか。

(事務局：障害福祉課)

内田委員からご指摘があった点につきましては、「医療的ケア児」と「医療的ケア児等」という表現が混在しているところもありますが、年齢としては18歳ぐらいまでという意味合いで見ただけであればと思います。

子ども部会では、医療的ケア児等について、幅広く、課題等を整理したうえで、今後もいろいろと協議を進めていく中で、引き続き、委員の皆様にもご意見等を伺いながら、議論を進めていければと考えております。

(遅塚会長)

ありがとうございます。内田委員、いかがでしょうか。

(内田委員)

ありがとうございます。

以前から話しているとおり、国が医療的ケア児への支援という話をしているのもよく分かりますが、例えば学校を卒業した後、医療的ケアが必要な人を受け入れる生活介護は非常に少ない状況にあります。

また、ショートステイも、様々なケアが入ると途端に、行き先が限られてしまい、かなりの時間を家族が支えているという非常に深刻な現実があります。

さらに、もっと深刻な医療的ケアになってくると、医療機関でも対応が難しいというケー

スが出てきて、まだまだこれから整備が必要という状況です。

もちろん、医療的ケアが必要なお子さんたちに対して、支援体制の整備はまだまだ必要であるけれども、成人してからもかなり厳しい状況にあるので、私は両方の視点が必要だと思います。

障害児入所施設の問題は、私どもが福祉型障害児入所施設を運営しておりまして、高等部を出た後に地域に戻すことを、ほぼ福祉施設の職員の努力で行っていました。現在は、過齢児は出てきていませんが、児童施設の中に成人の方がいると人権の問題も関わってくるため、きちんと対応していかないといけないし、可能な限り、若い方々にいろいろなことにチャレンジしていく機会を持って欲しいなと思います。このような現状や課題を話し合う協議の場ができたことは、非常に喜ばしい限りです。

市町村に関しても、施設に入れたら終わりではなくて、一定の期間が経過したら、基本的にはその市町村に戻って受け入れていただく体制をしっかりと作っていくことが非常に重要だと思います。以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

医療的ケア児支援法は、内容的に保育所や学校での支援に非常に偏っている法律ではありますが、内田委員のご指摘のとおり医療的ケアが必要なお子さんというのは、18歳や20歳を超えても当然医療的ケアが必要という状況が継続するわけですから、そのあたりについても市の課題としてしっかり取り組んで欲しいというご意見だったかと思います。

いかがでしょうか。

時間の都合もありますので、次の議題に進みたいと思います。

それでは議題4「障害者の災害対策について」、こちら事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

議題4 「障害者の災害対策について」

(事務局：障害福祉課)

それでは、議題4「障害者の災害対策について」ご説明させていただきます。

ここからは、防災課、福祉総務課にも参加いただいておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

まずは、能登半島地震の報道等を受けて見えてきた課題についてご報告した後、福祉総務課より、本市の福祉避難所についてご説明させていただきます。

それらを踏まえまして、今後、市全体或いは地域で、災害に対して、どのような取り組みが必要となるかについて、来年度の議題にも繋がる場所にはなるかと思いますが、委員の

皆様からご意見を頂戴出来ればと考えております。

それでは、まず資料4-1をご覧ください。

今年の1月1日に発生しました、能登半島地震に関して、テレビや新聞等で連日報道がされておりますが、それらを受けて見えてきた課題についてみていきます。

まず、今回の地震で、自宅等の建物が全壊や半壊となったところが多く見られましたが、精神障害や知的障害のある方は、不安や動揺が激しかったり、妄想や幻覚の訴えや複雑な会話が苦手といったことから、避難所での障害特性に応じた対応が困難で、避難先を転々とするケースがありました。

また、障害のある方が避難所へ行くと、周囲に迷惑をかけてしまうからとご家族が判断し、自宅に留まるケースもあったようです。この場合、要支援者の安否や健康状態、生活状況などの様々な情報の確認がしばらくできないといった課題がありました。

さらに、意思疎通や情報の取得が困難な障害のある方に対する、避難情報や防災情報に関する情報提供が届きにくいといった現状もありました。

次に、福祉施設ですが、特に多かった事案が、建物が損壊し、断水が長期間続いている状況です。その中には、停電により、暖房器具が使えず、過酷な環境で、施設職員も疲弊している実態も判明し、福祉施設運営の難しさも見えてきました。

また、飲み水や生活用水が不足しているため、排泄の際に、汚れても綺麗にできず、雨水や雪を溶かした水を利用している施設もありました。トイレが使用できないために、施設利用者や職員もゴミ袋やポータブルトイレ、紙おむつを使用していましたが、次第に衛生用品の不足も問題となってきました。

さらに、施設入所している重度の障害者につきましては、生活をするうえで、様々な配慮を必要とするため、2次避難を行わないというケースもありました。

続いて福祉避難所ですが、当初、奥能登の4市町（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）では、全体で41ヶ所の福祉避難所が指定されていましたが、建物が地震で損壊したり、職員が被災して勤務できず、実際に開設できたのは9ヶ所だけでした。

ある避難所では、正月休みで帰省しているときに被災した介護福祉士の女性が、見過ごせないとボランティアとして単独で数十名の要支援者のケアを1週間以上担っていたケースもありました。

迅速な福祉避難所の設置と併せて、障害特性に応じた人材の確保を行う難しさもありました。

さらに、石川県の能登地域で暮らす医療的ケア児23人については、地震発生直後に、県内の小児科の医師らと連携しながら、速やかに、全員の無事を確認したようです。災害直後は、インフラが途絶えたことで、医療の継続が難しくなり、防災ヘリで病院に緊急搬送された人や、別の自治体に避難した人もいましたが、医療的な機器は不足なく過ごせているとのことです。

今後の支援としては、やむを得ず自宅から引越す場合、通える距離に学校や病院がある

か、転校先の学校とコミュニケーションが図れるかといった生活の再建や、外出、移動が制限されるため、より一層の仲間や支援者との繋がりといった、心のケアが大切であるとのことです。

なお、補足となりますが、先日行われました第3回さいたま市障害者政策委員会におきましても、災害・防災についての議題が挙げられており、その中では、AIを活用した個別避難支援における各様式の書類のDX化や、福祉避難所の運営においてどのような応援や体制があれば、災害時にスムーズに開設ができるのか、個別避難計画の作成を推進するような施策はないのか、個別避難計画の作成を行政や福祉専門職の方等と官民共同で行えないのか、自主防災組織に企画の段階から障害者団体の方が入れないのかといった意見も出ておりました。

続きまして福祉総務課から、本市の福祉避難所について、説明をお願いいたします。

(事務局：福祉総務課)

福祉総務課の諏訪と申します。

今回福祉避難所についてご説明させていただきます。

福祉避難所とは、主に高齢者や障害者など、要配慮者とされる方々を災害時に受け入れるための避難先として整備されております。

もともとの制度の成り立ちといたしましては、平成7年に発生した阪神淡路大震災を教訓に、当時の厚生省にて初めて福祉避難所の設置が提言されたことから、その後、全国の各自治体にて整備が進められてまいりました。

なお、全国で初めて福祉避難所が開設されたのは、平成16年に発生した新潟県中越地震であったと聞いております。

本市におきましても、今から16年前となりますが、平成20年に市内の各福祉施設の皆様方と、福祉避難所の協定を締結いたしまして、本市で初めて福祉避難所の整備が行われました。

次に、福祉避難所はどのような方々を対象としているのかでございますが、災害対策基本法によりますと、主として、障害者、高齢者、乳幼児、その他の特に配慮を要するものとされております。

具体的には、例えば学校の体育館のような一時避難所と言われる場所での生活は難しいが、今すぐに病院や施設への入院・入所までには至らないような中間的なニーズを満たすための役割を福祉避難所が担っております。

続いて、さいたま市での整備の数でございますが、令和6年3月、本日時点で市内101施設が福祉避難所として登録されております。

なお、101施設のうち94施設が、民間事業者が運営されている社会福祉施設とさいたま市の間で協定を結ぶことにより、登録された施設となっております。

実際に災害が起こった際の福祉避難所の開設の流れですが、福祉避難所となっている施

設につきましては、平常時は既存の入所者が生活されている入所型の施設でございますので、まずは既存の入所者の方や施設職員の安全を確保していただくことが最優先となります。

施設におきまして安全確保が確認された後、体育館等に一時避難されていらっしゃる要配慮者の受け入れを、さいたま市と施設様との間で、1人ずつ個別に協議してまいります。

福祉避難所への直接避難を想定している他の自治体等があることも、さいたま市として承知はしておりますが、こうした安全確認等を行う必要がありますことから、本市においては、福祉避難所の受入れの開始というのは、発災から約3日程度かかるものと想定しております。

また、受入対象者の決定につきましては、一時避難所を統括する各区役所ごとの災害対策本部におきまして、福祉避難所と避難される対象者のマッチングや、移送対象者となった方がどのように福祉避難所に移動していただくのか等の検討について、1人ずつ協議してまいります。

なお、対象者のご容態につきましては、ご本人が直接市の職員等にご説明できないことも想定されることから、受入れの際は、原則として、どなたかご家族等に付き添っていただくことを想定しております。

以上のように、さいたま市で福祉避難所の整備を進めているところではございますが、先に説明がありましたとおり、石川県の地震等がございましたので、実際の災害時の事例や課題等を今後も参考にしながら、福祉避難所の整備を進めて参りたいと考えております。

(事務局：障害福祉課)

議題4「障害者の災害対策について」の説明は以上となります。

どうぞよろしくお願いいたします。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

とても大きな話ですので、今日いろいろなご意見等をいただくと同時に、この内容は今日だけでやりとりして終わるものではないと思います。この災害対策については、令和6年度以降も継続的にテーマとして取り扱うというような視点でのご発言もお願いできればと思います。

またこの後の議題で、各地域協議会からの報告がありますが、その中でも同様に災害の話が出ておりますことを申し添えます。

それでは皆さん、いろいろな意見があると思いますが、いかがでしょうか。

政策委員会でもお伺いしましたが、今の福祉総務課のご説明の中で、基本的には、指定避難所に入っただいて、その後に福祉避難所に移る場合には、3日ぐらいを想定しているというお話があったかと思えます。

ただ、今までの全国で起きた災害の教訓を基にして、具体的に言うと、そもそも一般の避難所には行けない、入れてもらえない、或いは、入ったけれども、すぐにいられなくなって結局出て行ってしまった等、いろいろな問題が起こったので、国の方でも確か令和3年度に改正がされて、直接福祉避難所に入れるような形に整備し直したかと思います。

それも当然、混乱が想定されるので、事前に福祉避難所に行く方がある程度セレクトするなどして、施設側も事前に個人の情報を持っていないと、急に避難されてきても困りますよね。或いは、避難者がどこに行ったら良いかというような混乱を避けるために、事前に調整をして直接福祉避難所に行けるようなスキームに国自体も大きく舵を切っていると理解しておりますが、その上で従前の方法が良いとさいたま市で判断をしているという部分について、もう少しご説明をいただけますか。

(事務局：福祉総務課)

そうですね。ご指摘いただきましたとおり、令和3年の改定だったかと思いますが、国の方で福祉避難所への直接避難が奨励されるという形で、今のところ文言がそのようになっております。

先日、東京都の大田区とやりとりさせていただく機会がありましたが、例えば、大田区の事例で申し上げますと、特徴として福祉避難所に登録されている公設の施設がもともと多いため、協力が得やすいという関係で、直接避難を大田区では想定して進めていると伺っております。

先ほど申し上げたような施設の安全確認や、施設が福祉避難所として、発災後も利用可能かをご報告いただいた後に、高齢施設や障害者施設等で受け入れが可能な対象者の障害特性等を踏まえたマッチング等を考えると、直接避難は難しいのではないかと思います。現状といたしましては、福祉避難所は2次避難所としての取り扱いとするというのが、さいたま市としての考えでございます。

(遅塚会長)

ありがとうございます。委員の皆様方、いかがでしょうか。

(酒井委員)

政策委員会でも少し意見を言わせていただきましたが、福祉避難所への直接避難の件については、法的には可能であっても、現実にはそう簡単ではないということは理解しております。

受入対象者の事前調整というのは、直接避難とは関係なく、平時から、そのマッチングを想定しておくということは可能ではないかと感じております。

受入れる施設も、利用される方も、平時からお互いに少し顔が見えていて、可能であれば訓練の実施も含めて、ある程度エリア割りなどもできたら良いかと思いました。

また、避難所を運営してくださる事業者の判断や意見がとても重要だと思いますので、事業者へのヒアリングや、場合によっては、ご意見を伺うような機会を持つといった事業者側との意思疎通も非常に大事ではないかと思います。個別避難計画と連動させて、災害が発生した場合をある程度想定しながら進められたらどうかと感じました。

それと、災害対策を市として推進していく体制について、どこが主体となってやっていくのか、イメージが持ちにくいと思います。日本中のあちこちで、数年単位で大地震が起きているという現状を踏まえ、南海トラフ地震は相当高い割合で起きるといった情報がある中で、災害対策は、もう少し実質的な推進体制を明確にしていく必要があるのかなと感じています。

例えば自立支援協議会の中に防災対策の新たな部会を設けるとか、プロジェクトチーム的なものを庁内で作っていただくとか、行政側で推進していく仕組みをもう少し検討する必要があるのではないかと思います。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

受入れ側の施設も被災するので、無制限に受入れができないという事情は理解するにしても、事前のマッチングはしておいた方が避難する方や受入れる方にとっても良いことであるというのが一つ。あとは、市の取り組み体制をもう少ししっかり作ってはいかがかというものであったかと思います。事務局、いかがでしょうか。

(事務局：防災課)

防災課の土井と申します。

福祉避難所への直接避難というお話は、福祉総務課からお話させていただいたとおりで、我々は個別避難計画を担当しておりますけれども、先ほど委員からお話がありました、庁内体制につきましては、当然防災課だけで対応できる部分ではございませんので、防災課が中心となり、庁内の福祉部局や関連部局と会議を開催させていただき、個別避難計画や事前のマッチングが進むように取り組んでいきます。

それと、地域の取組みとしましては、地域でどのような要配慮者がいるかを把握する必要があると思いますので、自治会によっては地域で要配慮者のリストを作成いただいて、近くの福祉施設と協議を行い、配慮が必要な方々が地域内にいるという認識を深めて、何かあった場合には、施設へ避難が可能というように打ち合わせを行っている地域もあると聞いております。そういった取組みを防災課でも少しずつ後押しさせていただき、地域として要配慮者を見守っていけるような取組みにつながれたらと思っております。

引き続きよろしく願いいたします。

(遅塚会長)

ありがとうございます。酒井委員、いかがでしょうか。

(酒井委員)

はい。ありがとうございます。

要配慮者の各地域での把握というのが、きっと一番のポイントになるかなと思いますので、私どもも一緒に進められたらと思っております。よろしくお願いします。

(遅塚会長)

はい。ありがとうございます。

事務局からのご説明にもありましたとおり、やはり事前のマッチングの部分が、個別避難計画の策定と非常に密接に関係があるのではないかと思います。

個別避難計画の策定が、国も何年度までにとというのは確か出ていたと思いますけれども、実感としてはなかなか進んでいないのではと思っています。障害分野だけかもしれませんが、防災の発想で動く部分と、福祉部門で接している方の発想の部分と多分両方があり、個別避難計画の策定を、例えばケアマネジャーさんや、障害の相談支援専門員さんが作るという枠組みで進めている地域もあると聞いたことがあります。

それから、県内だと思いますが、福祉の専門職に個別避難計画を作ってもらった場合には報酬を払う自治体もあると聞いたことがあります。

なかなかこの場でお答えいただける部分ではないと承知はしておりますが、やはり早めに個別避難計画を立てていき、その結果として、事前に避難する場所と、利用する方とのマッチング、或いはお互いの情報交換ができるようなことを進めていくことが大事だと思いますので、個別避難計画をぜひ市としても早く推進していただければありがたいなと思っております。

(事務局：防災課)

防災課の石井と申します。

今の個別避難計画については、さいたま市としては支援プランという名称で進めておりましたが、共助の繋がりから、要配慮者を救おうという目的で、地域の力をフルに活用するというので、自主防災組織の方々に対しての策定を進めております。

先ほど、ご意見でもありましたとおり、策定の進捗はあまり良くありません。要支援者名簿を配布しておりますので、名簿の活用などを工夫していくべきではありますが、市の職員や介護職員の支援出来る人数も決まっておりますので、災害当日に救いに行けないこともあります。

その中では、地域の支援力ということを共助の繋がりでも案内できれば一番良いと考えているところですが、この考え方があまり進んでいないため、昨年度、災害時の要配慮者名簿の活用についての庁内対策会議を立ち上げ、子供や障害等といった関係部局を集めて、まず

は要援護者の対象の範囲を改めて定めるとともに、今後の避難指示対策についても、検討していく形で進めております。

やはり防災課だけで、要支援者の全ての対策を行うには難しいところもございますので、全庁一丸となって進めていきたいと考えております。

(遅塚会長)

はい。ありがとうございます。

酒井委員のご意見にもありましたけど、防災課だけに全部押し付ける気持ちは誰も持っていないので、どこの部署に相談をしても、防災課を中心に繋がり、全体で検討できるような体制を作っていただければありがたいと思います。

いかがでしょうか。大村委員、お願いします。

(大村委員)

ご説明の中で、非常に参考になる情報があったかと思えます。

とても大事だったのは、福祉避難所が立ち上がるまで3日間はかかるということかと思っています。

このような状況下で、障害のある当事者の方が、一次避難所にも行けない状況であったり、福祉避難所の場所を知らなかったり、そもそもニーズを表明できなかったりといったことがあるので、その3日間でどれだけご自身を備えることができるか、通常、支援している方々の中で、サポートができる部分があるのかどうか、とても大事になってくると思えました。

そこで、個別避難計画が重要になってくるかと思えますが、ある自治体では、地域生活支援拠点との関わりの中で、個別に全ての計画相談を持っている人が、個別避難計画を必ず作成するという一方で、2年から3年かけて全員の分を作成したということも聞いております。

つまり、必ずケアプランを作る。障害では相談支援専門員、高齢者ではケアマネジャーが必ず月1回、ないし3ヶ月に1度は会いに行くという関係性がありますので、その関係を上手に使ったやり方の1つであると思っております。

また、防災課でできる部分と、障害部局でできることを少し重ね合わせるような工夫が必要なのではないかと思いました。

他の自治体の話ですが、特に医療的ケアの必要な方については個別のマップを作ると聞いております。マップを作るに当たっては、1人では作れないため、計画相談の担当者と行政、医療的ケアのコーディネーターと一緒に作り込んで、年間で80件から100件ぐらい作っていると伺っておりますので、これから地域生活支援拠点の関わりや取組みとも大きく関連してくるのかなと思い、発言させていただきました。

計画相談を持っていない人も当然たくさんおり、その方々のことも考えていかなければ

ならないのですが、個別避難計画が必要な方については計画相談を持っている方が多くいらっしゃると思いますので、まずはそこから取り組んでいき、計画相談がない方々については違う段取りで考えていくなど、少し丁寧にやっていかないと難しいような気がします。

おそらく地域の避難行動要支援者名簿には、高齢者の方の名簿は登録されていても、障害のある方の名簿は十分に登録されていないということもよくあることだと伺っていますので、少し障害部局の方からできることを一緒に考えていけると良いかと思いました。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

事務局の方から何かコメントございますか。

(事務局：防災課)

防災課から、まず避難所の関係で発言させていただきます。

委員からお話がありましたが、福祉避難所の開設につきましては、当然施設の安全確保や入所者の対応も含めて、3日間ぐらいは開設が難しいというところですが、避難所の対応といたしましては、体育館などで避難するのが一般的かと思います。今、学校などの避難所では、学校側にもご協力いただき、広く一般の教室なども使いながら、例えば障害や高齢の方に対して、それぞれの配慮に応じて部屋を分けたり、あとは地域の方も避難しますので、地域の方にも協力いただいたりして、避難生活がうまく回るような取組みを行うこととしております。

また、公民館などは、学校などの避難所と比べまして、例えば、和室があったりしますので、多少なりとも避難しやすい環境にございます。そのような施設もうまく活用しながら、福祉避難所への移送を行うまでの1.5次避難のような形で、それぞれの避難所で対応できることを取り組んでいきたいと考えております。

(事務局：防災課)

防災課の石井と申します。

避難行動要支援者名簿についてですが、先ほど大村委員がご発言されていましたが、障害者の方につきましては、実際の全体の名簿としては2万7700件ぐらいある中で、事前提供できている、要するに同意がとれているものが1万件程度で、やはり3分の1ぐらいしか作成できていないのが現状でございます。

それと、個別避難支援プランの作り方ですが、いろいろな他市の事例もありまして、障害はケアプラン使っていくとか、介護は介護報酬の中に入れて作るというのは当課でも少し把握はしております。やはり専門部局等と調整をしながら、できる範囲でやっていくのが、防災課としての考え方ではありますが、実際うちだけで動けるところではないので、先ほどご説明させていただいた会議等を通じて、各部局と調整して進めていきたいと思っております。

(遅塚会長)

ありがとうございます。他の課はよろしいですか。

大村委員のご発言は、非常に多岐に渡っていたかと思いますが、よろしいですかね。

(大村委員)

おそらく、これからの議論だと思いますので、きちんとしたゴールのところまではすぐには行きつかないと思いますが、少なくとも前にボールを切り出せるようなことが、みんなのできると良いかと思い、発言しました。

以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

冒頭に発言しましたように、令和6年度もこのテーマは続きますので、前向きに話し合いができればと思います。

加藤委員、よろしくお願いします。

(加藤委員)

福祉避難所は 101 施設あるみたいですが、私たちも知らないという状況なので、一般の人達にも分かるように施設に避難所のマークがあっても良いかと思っています。

それと、先ほどお話しに出ました避難行動要支援者名簿が、障害者の 3 分の 1 しか申請をしていないということについて、民生委員さんがあまり実態を把握されていないのではと感じています。障害者の場合は、頻繁に訪ねていくのは、個人情報観点からいけないのではないかと思い、金庫の中に名簿をしまっておくというケースもあるそうです。

このあたりは、毎回、行政にもお願いをしておりますが、同意が取れた方は、開示をしているため、名簿を有効活用しないと無意味なものになってしまいます。

また、防災訓練でも、要配慮者という文言が入ったのが 2～3 年前で、ようやく障害者も市民権を得たと私は言いましたが、それぐらい一般の方にも要配慮者自体が知られていないのが現状です。私たちの要配慮者を知ってもらう努力も必要ですが、要配慮者が多くいるという周知も継続していかないと、周りの人の助けがとても大事になりますので、是非よろしく願いいたします。

(遅塚会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

事務局の方から、何かコメントはございますか。

(事務局：防災課)

現在、福祉避難所に関しましては、約 100 施設ございまして、福祉総務課が中心となり、1 年で大体 25 施設、4 年に 1 回は訓練ができるように進めております。

地域の方に、ここが福祉避難所と分かるような看板があったほうが良いというお話がありました。さいたま市としては、残念ながら直接避難を勧めていないという事情もございまして、ここが避難所であるということを一般的に知っていただくことで、真に必要な方の避難に繋がらない、混乱を招いてしまうという部分が少なからずあるため、なかなか周知には至っていないというのが現状でございます。

いずれにしましても、福祉避難所で要配慮者を受け入れるにあたり、施設と行政との連携というところで、混乱なく受け入れができるように、引き続き訓練の実施に努めて参りたいと考えております。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

それと、避難行動要支援者名簿や民生委員さんの関係もお話にありましたが、これは福祉総務課になりますか。

(事務局：福祉総務課)

民生委員の方々が避難行動要支援者名簿を活用できていないというところの対策といたしましては、個人情報ということで気にかけていただいている部分もあるとは思いますが、福祉総務課の方で定期的に民生委員の方々と関わる理事会、評議委員会などの一般の民生委員の方々と各区役所を通して関わる機会を通じて、名簿の活用方法等については、今後も周知啓発を福祉総務課から実施していきたいと思っております。

(遅塚会長)

ありがとうございます。加藤委員、いかがでしょうか。

(加藤委員)

よろしく願います。

(遅塚会長)

共助が一番大事で、地域で支え合うということが大事というのはそのとおりだと思いますが、例えば避難所に行ったときに、周りの方の目で排除されてしまうという実態もありうるので、普段からどういう障害の方かを知っていただいたり、逆にこちらも知っていただくという動きをしたりして初めて助け合いが成立すると思っております。ぜひ、民生委員さんも怖がらないで、どういう方が地域にお住まいになっているのかを積極的に把握していた

できればありがたいなと思います。

いかがでございましょうか。三石委員、お願いします。

(三石委員)

先ほど、防災に関する取り組みの経過等、ご説明をいただいたところですが、全市的にきちんと取り組んだり、計画を立てたりすることで、避難行動要支援者名簿や民生委員さん、自治会の役割が地域ごとに災害時に本当に生きる計画となってくるため、大事だと思います。

能登の災害の報告を聞きますと、地域によって被災の状況が全然違います。1つ丸ごと集落が孤立していたり、情報が行き渡っていなかったり、例えば障害者の家族会の方は、高齢化もあって家族会同士の連絡が取れないで、いざというときに機能できないようなこともあります。高齢化や過疎化といった地域の実情によっても、今回でいえば能登という広い地域の中でも、様々に違うということを知っています。

さいたま市も10区ありますので、全市的に取り組むことと、各区レベルでやること、または、自治会、民生委員さん、社会福祉協議会でやること等、幾つかの部局が立場を越えて考えていく必要があると思っています。この後、地域協議会でも、災害が課題として出されていると、先ほど遅塚会長もおっしゃっていましたが、地域協議会の場や区レベルでもできることが実践的なものとなっていくように、全市と各区と自治会レベルで、重層的に作っていくことがとても大事なのではないかと考えたところです。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

全市で考えて方向を出すべき部分と、区ごとでできることをやる部分と、顔の見える関係といったコミュニティでやる部分というのは、それぞれの必要性が大事になりますので、令和6年度も継続して話し合っていければと思っています。

事務局の方で、今の三石委員のご発言に対して何かコメントはございますか。

(事務局：障害福祉課)

色々ご意見いただいた中では、確かに全市的に取り組むようなお話もたくさん出てはありますが、大村委員がおっしゃった拠点という枠組みであったり、先ほど三石委員からお話がありました自治会や民生委員さんの枠組みで、いろいろと動ける部分もあると思いますので、それぞれのエリアや括りの中で、課題等を整理しながら、今後こういった取り組みができるかを防災部局や福祉局が連携しながら検討していければと考えております。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

事前の交通整理をしていくだけで、助かる命、助からない命が分かれてしまう部分だと思
いますので、継続的に取り組めれば良いと思っております。

続いて、議題5「令和5年度障害者支援地域協議会からの活動報告について」、こちらも
事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

議題5「令和5年度障害者支援地域協議会からの活動報告について」

(事務局：障害福祉課)

それでは、議題5「令和5年度障害者支援地域協議会活動報告について」ご説明いたしま
す。

今回、現在地域協議会が設置されている北区、中央区、桜区、浦和区、南区、岩槻区から、
今年度の活動報告書をいただいております。資料5-1は各区からの報告書です。

また、資料5-2は、6区からの報告をまとめていただいたもので、こちらの資料のご説
明をしていただくため、今年度の地域協議会幹事区である浦和区と中央区にご出席いた
いております。

それでは浦和区障害者生活支援センターやどかりの渡邊さん、よろしくお願いいたします
ます。

(浦和区地域協議会・中央区地域協議会)

浦和区障害者生活支援センターやどかりの渡邊と申します。

今日は中央区障害者生活支援センター来夢の大須田さんに同席をしていただいており
ます。後程、補足があればご発言いただきたいと思っております。

それでは、先ほどご説明がありましたとおり、6区まとめとなっている資料5-2に基
いてご報告をさせていただきます。

さいたま市障害者支援地域協議会連絡会議という6区の集まりがございました。今年
度は臨時会も含めて3回ほど開催をしまして、2月にそれらをまとめたものをこちらの書式
に入れております。

非常に文字も多く、各区の報告も別紙でついているかと思っておりますけれども、各
区ごとの報告についてはそちらの資料をご参照いただきながら、今回の報告では、さい
たま市全体の施策として取り組むべき課題として、7項目を中心にご報告をしたいと考
えています。

なお、資料の一番左側に数字が入っておりますが、こちらの1から3の項目までにつ
いては、今年度新たに報告をするものになっております。その下の4から7の項目まで
に関しては、令和4年度にも課題としてすでに報告をさせていただいてはいますが、今
回継続という形で、内容は少しずつバージョンアップされております。

資料の一番右側に、それぞれのテーマに関して、どの会議体で検討するのが適当かとい
う

ことを、一旦こちらで提案をさせていただいているという内容になっております。

項目の、1、3、4、6に関しては、すでに具体的な検討の場というものを記入させていただいています。残りの2、5、7の項目に関しては、現在のところ検討の場がすぐには見つからないということで、今回議論いただきたいと思っています。

順不同で大変申し訳ないのですが、先に、検討の場を提案させていただいている1、3、4、6について、先にご報告をいたします。報告の中身としましては、書面や協議会の連絡会議の中で出た意見も含めて、報告をさせていただきます。時間もないようですので、簡潔にお伝えいたします。

まず、項目1、地域生活支援拠点事業の推進です。先ほど、防災の議題でも拠点事業のお話が出ておりましたが、まだ、さいたま市としては拠点事業への登録を推進している最中なので、まだまだ拠点事業の周知が市内でしっかりとなされていないことが現状であると考えています。やはり、全市的に取り組みを続けていくためには、この周知について、さいたま市が中心となりながら取り組んでいくことが必要だということで提案をさせていただいています。

2点目は、体験利用や緊急時の対応などについて、各区だけではなく複数区で協働した取り組みが必要になってくると考えています。

区ごとの対応となると、事業所の設置状況が様々ですし、緊急時の対応となった場合には、区によって偏りが出てしまうため、全市的なバランスを取りつつ、施設の連絡会等との繋ぎも含めて、さいたま市としても検討していくことが必要と考えていますので、拠点事業の推進については、今後も市全体で議論していくことが必要かと思っています。

この項目については、先ほど部会の報告があったかと思いますが、すでに相談支援部会で議題として挙がっているものになりますので、引き続き相談支援部会の中で進めていくことをご提案させていただいています。

続きまして項目3、権利擁護・虐待への適切な研修の実施です。虐待への研修というのが現状ですと県の研修や権利擁護センターでの研修等がありますが、詳細な事例についての研修や学習が、事業所ごとだと非常に規模が小さく、なかなかそこだけでは難しいということが区の現状としてございます。

また、虐待が起こった後のフォローアップも非常に重要となってきますので、そこについての仕組みや取組みについて、市全体として、等しく検証ができるような機会を提供するのが必要かと思っています。

また、さいたま市の障害者相談支援指針に基づいて、虐待対応を行っていますが、判断が難しい事例や、それについての検証、或いは指針の見直しといったものは、市としてできることかなと思っています。特に、施設内、事業所内の虐待については、さいたま市の役割が非常に大きくなっています。そこでの判断や検証には、弁護士や医師等の専門職の方々が、一緒に検討することについても、ぜひ検討をいただき検証に結びつけていけると良いと思いますので、現在行っている虐待防止部会での検討を進めていけるようにご提案をしてい

ます。

続きまして4番目、継続となっている人材不足・人材育成の課題です。

人材の確保についてですが、障害福祉分野に限らず、福祉の分野は、本当に人手不足で、就職もなかなか人手がこないため、大変難しい状況に陥っています。

人材確保についての検討や、就職フェアの開催も行われていますが、その内容についても今後工夫ができないかということでご提案に入っています。さいたま市のホームページにアクセスしやすくするような工夫や、市報を活用して、人材を確保できるような取組みができないか等、幾つか具体的な提案も入っています。

また、今までは、県の単位での研修にさいたま市が政令市として参加をすることが非常に多いのですが、さいたま市単位で専門性を高めるような研修の開催ということを、今後検討していけると良いのではというご意見が出ています。詳細はお読みいただければと思います。

これについては、昨年度、同じ課題を出させていただいた結果、さいたま市地域自立支援協議会のところで、人材問題に係る情報交換会を開催していただけてると聞いております。この情報交換会だけで検討するのは難しいかもしれませんが、既に立ち上がっておりますので、ここでご検討いただけるのがよろしいのではないかとということで、提案をしております。

続いて、6番目、児童期の支援についてです。これも昨年度からの継続の課題となっています。

1つは、ずっとと言われておりますが、教育と福祉の連携というものが、非常に難しさもあるため、長年のテーマにもなっております。これについては、福祉だけでなく、教育分野も含めてということになりますので、組織を超えた検討が必要ということで、行政主導で、取組みをどのようにできるかを議論できると良いと思っています。

また、現在、障害福祉分野での協議会のあり方や基幹相談支援センターの取組みについて、児童や教育機関などに対して、説明をするような機会を市として持ってほしいと思います。私たち民間団体が委託を受けておりますが、私達から各機関へ個々にお伝えをしてもなかなか理解してもらえず、ご協力いただけないといった実態もありますので、そういった仕組みが作れると良いのではと考えます。

さらに、意思決定支援についても教育・保育機関との連携をする時に、施策として検討できるものがあると良いのではないかと考えています。これについては、子ども部会が医療的ケア児についての検討を進めておりますが、その中で、今後も重ねて部会の中でご検討いただけるとよろしいのではないかとということで、提案をさせていただいています。

続けて、残り3項のテーマですが、これは検討の場をどのように考えるかも含めて、ご議論いただければと考えているものになります。

まず、2番目の防災・災害対策における課題です。これは先ほどからもご意見いただいて、防災課の取組みも非常に詳しく教えていただいたところですが、さいたま市内だと、台風

などの水害によって、施設が非常に難しい状態に置かれるということで、大型台風が来るたびに大変な状況に置かれる区もいくつかあります。

また、首都直下型地震等が発生して、広域災害になった場合に、隣県や、少し離れた県からの協定のようなものを取れないだろうかという意見も出てきています。

さらに、福祉避難所の施設への説明について、4年に1回、訓練ができるとのご説明が先ほどありましたが、私たちの協議の中で出てきた施設からは、まだそのような機会がないというようなご意見もありましたので、具体的に進めていけるような仕組みができると良いかと考えています。

続けて5番目、障害福祉サービスと専門的支援の不足についてです。

これは継続的に出てきていたものもあります。移動支援の実態について、制度とニーズに乖離があるという報告が各区から出てきており、その実態把握については、市全体として取り組めないかというような意見が出ています。

あとは、専門的な支援や社会資源の不足についても、ショートステイの場や体験の場など、全区に整備を進めていくという目標を掲げながら、深刻なヘルパー不足についても実態把握ができると良いのではないかという意見が出ています。

また、社会資源の情報アクセスということで、利用を希望する障害がある人がサービスについて容易にアクセスできるような工夫がもう少しできないかということで、企業との連携も含めて、情報格差をなくしていくという取組みも検討できないかという意見が出ております。

最後、7番目ですが、これも昨年度からの継続の課題になっています。

家族支援、ケアラー支援における課題ということで、介護者の状況についての実態把握を、全市的に取り組んでいけないかということで意見が出ております。さいたま市のケアラー支援条例もありますので、これに基づいて施策の実施や早期発見に努めるための実態把握が、全市的にできればと考えております。

以上で、今回6区の地域協議会の中で出されてきた取組みや、そこから見えた課題、さいたま市全体として取り組むべき課題についてのご報告になります。この課題に対し、どの場所でどのように検討を進めていくのかも含めて、協議会の皆さんにはご意見いただければと考えております。

併せて、来年度以降、地域協議会が現在6区になっておりますが、来年度は2区増えて8区、再来年度には10区ということで、全区に地域協議会が設置されていく予定になっています。

本日はご報告したように、課題の内容は非常に多岐にわたっており、今後おそらくなくなることはないと考えたときに、これを今後どのような場所で議論していくべきかや、その課題や報告の仕方の整理についても、どこかで検討しなければならないと思いますので、その点についても、ぜひ、ご意見をいただければありがたいと思っております。

協議会の報告は以上になります。

(遅塚会長)

要領良く説明していただきありがとうございます。

それぞれの項目について、地域の実情をベースに、いろいろとしっかり括り出していただいているので、内容の確認や内容についての意見があれば、各委員さんからお願いしたいのと、それともう1つ、一番右にある検討の場の中でも、緑色がついている検討の場をどうするのかという部分について、皆様方のご意見或いはご質問をいただければと思います。

併せて、今後どのような形でやっていくのかということも決めなくてははいけませんね。

幅広くて大変恐縮ですが、委員の皆様方からご質問やご意見があれば承りたいと思います。内容について確認したいことやこれは具体的にはどういう意味ですか、みたいなご質問とかでも結構です。

先ほども話題に出ました防災や災害対策についてというのは、今後も継続的に自立支援協議会で話し合うことになると思います。もちろん、色々な課を中心にして庁内の方々が連携して動くという枠組みがメインかと思いますが、我々の立場で言うと、ご提案のとおり、自立支援協議会のままで良いのか、それともご提案いただいた、例えば、自立支援協議会の中で、臨時でプロジェクトチームなどを作って、しっかり検討をされてはどうかというご意見もあったかと思います。

この辺りについて、何かご意見ございますか。

やはり、どういう枠組みを使うにしても検討しなくてはいけない部分なので、ご意見がなければ、事務局と相談しながら、改めてご提案をさせていただくというような形でもよろしいかなと思います。もしかすると、何人かの委員にはご意見を後で伺うかもしれませんが、災害については自立支援協議会預かりとして、少し検討させていただければと思います。

それと、障害福祉サービスと専門的支援の不足と、家族依存はどこで検討しますか。サービス不足の部分については人材のことも絡みますし、どこの部会でということではなく、おそらく全分野に共通している部分だと思いますので、とりあえず自立支援協議会全体がお預かりした上で、どのような方向でやっていくのかを事務局と相談して、改めて提案させていただくことが良いのかなという気はします。そのような方向でも良いでしょうか。

大村委員、お願いします。

(大村委員)

ありがとうございます。

今、遅塚会長がおっしゃったとおり、少し事務局で検討をしていただいて、ご提案いただくのが良いのかなと思いました。

個人的には、今年度、地域生活支援拠点のコーディネーターの国の調査に関わらせてもらっている関係で、先ほど幾つかあった、サービスの不足や地域の体制づくりの問題、人材の専門性の話や防災等、ユーザーにどう寄り添うのかという相談支援の枠組みとは違って、地

域でどのように体制を作るのかという観点での地域づくりが大事になっていて、それを今は拠点と呼んでいると私は理解しています。この間の報酬改定では、新しくポンチ絵が国の方からも示されていると思いますので、そういったことも含めて少し検討する時期に来ているのかなと思いました。

自立支援協議会では、過去にいろいろな部会があって、各部会の中でそれぞれ検討するという形ですし、それとは別に、さいたま市だと条例もあるため、その条例の関係で別の部署が動いていたりもして、いろいろ複雑ながらも、それが有機的に繋がっている状況ではあったかと思います。

少しまたフェーズも変わってきているところでもあると思うので、時代に即した形で、これまでのものを継続しながら、どういったものを作っていくのかというのは、少し建設的に考えていけると良いかと思いますし、既存のものにダッシュをつけて、Aダッシュ、Aダッシュダッシュと、少しずつ良い形に変更していければと思っております。

それが特別な何か協議会のようなものを作る形にするのか、そうではなくて、もともと持っているものを変更するような形にするのかは、マンパワーと、さいたま市にいる人材との兼ね合い、さいたま市側でどれだけ旗が振れるかということも当然あるかと思いますが、無理な絵を描いても仕方がないと思いますが、できることをみんなで協力していくことだと理解しましたので、賛成です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

渡邊さんからの最後の検討課題、これから10区に増えていく中でどうするのかということも関係してくると思っておりますが、自立支援協議会は、さいたま市の場合には事務局は行政が直接担っていただいております、これはもう当然、問題はないです。ただ、行政の側からの見方という課題の整理になってしまうリスクがどうしてもあって、現状では行政と、会長である私とで、事前にいろいろ話し合いをして進めておりますが、本当はもう少しそのあたりの体制を充実させて、例えば10区に地域協議会が全部できた場合に、その10区の中の地域協議会から何人か出ていただいて、自立支援協議会幹事会のような仕組みを作り、そこで自立支援協議会全体の運営等についても話し合い進めていけば、地域協議会との関係がより深まるのではないかといろいろ考えております。なかなかそれを決めていくまでには、まだ時間はかかると思いますが、できればそのような方向で少し皆さんと検討していければと思っております。

それと、最後の7番目、ケアラーの部分を、どの枠で受けとめるかというのも、今すぐに決められませんが、先ほどの大村委員のご発言の流れで申し上げますと、もう少し内容を精査して、事務局と私、或いは何人かの委員に声掛けをして、どういう体制でやっていけば良いかを、改めてご提案させていただく形で考えさせていただければと思います。

とりあえず、緑色の部分については、そのような形でやるにしても、内容の部分これを

け幅広く出していただいておりますし、各区の状況がここに集約されていくことが自立支援協議会の大きな役割の部分ですので、この内容についての何か皆様方からご意見がありますでしょうか。

酒井委員、お願いします。

(酒井委員)

感想的な意見ですが、課題出しまでは出来ますけれども、この課題がどうやって良くなってくのか、改善されていくのかというところが、現場に近いところにいる人間としては、率直になかなか進まない難しさを感じています。

やはり、今の施策では十分でない、新たな施策が必要なものなのか、今の施策に不備があって、もっと量を増やせばいいのか、質を変えるものなのか等、もう少しこの課題が施策等と繋がって議論していかないと、どうやってこれを変えていくのかという展望がすごく見えづらいと思います。一事業者、一支援者としては非常に感じる場所なので、そういうところにもつなげていく議論ができればと思っております。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

本当にそのとおりではございますが、とりあえずは各区からの実情をベースにして、しかもこういう形で責任を持って各地域で頑張ることや、逆に市全体で考えてもらうことをしっかり括り出した上で、それを共有化し、このような形でしっかり課題を明らかにして、公式の場で取り上げるということが少なくとも第一歩であることは間違いないと思っております。

ご指摘のとおり、改善されなければ何をやっても意味がないので、そこは頑張るしかありませんが、微力ながら私も頑張りますので、よろしくお願いします。市も一緒に覚悟を決めてやりましょう。

三石委員、お願いします。

(三石委員)

多分ここまで地域協議会で課題を整理して、施策に結びついていかない部分について、今の酒井委員の発言のとおり、こういった課題がさいたま市の障害者政策委員会にどのように繋がっていくのかということも、もう一方で大事な視点かと考えていまして、そのあたりが少し見えてくると良いのではと思っておりました。

今の段階で、政策委員会やその施策に繋がる仕組みがあると思いますので、その辺のところ、今お話しいただけることがあれば、伝えていただきたいと思っておりました。

(遅塚会長)

ありがとうございます。障害者関係の市の組織として、大きくは、この自立支援協議会と別に障害者政策委員会があって両方が動いており、障害者政策委員会にはどのようにこの結果が繋がるのかというようなご質問でした。

そもそも、両方の位置付けは委員の構成を見ると、基本的に政策委員会は障害当事者、いわゆる障害者団体の方がメインで、ご意見を承る場という設定になっていて、自立支援協議会はどちらかという、当事者側も入っていますが、サービス提供側などが中心となっているという、棲み分けがあるとは思いますが。

事務局の方から、このようにしっかり整理されて出てきたものを、障害政策課にも伝える方法はあるのか、または伝えた方が良いのではないかということがベースにあった上で、どのようにこれを市全体の課題として共有化できるのかというご質問かと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局：障害福祉課)

色々のご意見をいただいてありがとうございます。

政策委員会への反映ということでご質問いただいていたかと思いますが、こちらの自立支援協議会にも障害者政策委員会の運営をしている障害政策課が入っておりますので、こちらでお話ししている内容については共有が出来ていると思います。政策委員会でも議論すべき課題等を持っていけるかどうかについては、私の方では分かりかねますが、情報の共有はしておりますので、そういった中でお互いが連携を取りながら、取り込めていけるものについては、検討を進めていければと思います。

障害政策課の方で、ご発言がありますでしょうか。

(事務局：障害政策課)

はい、障害政策課の荒木でございます。

先ほど障害福祉課から説明があったとおり、障害者政策委員会と自立支援協議会の事務局については、ほぼ同じような顔ぶれで出席させていただいておりますし、委員の皆様もかなり重複して、構成していただいている部分もございますので、着実に課題等は間断なく共有できております。引き続き、連携して、議論や協議を進めていきたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

(遅塚会長)

ありがとうございます。三石委員、いかがでしょうか。

(三石委員)

やはり、施策の課題も多くあると思いますので、さいたま市の障害者施策がきちんと協議できる場所でも、きちんと実情を踏まえた議論が進むように、自立支援協議会での議論も大

事になってくるのではないかと感じています。ありがとうございます。

(遅塚会長)

事務局は内容を共有していると言っても、障害者政策委員会の委員はこちらの自立支援協議会と違う委員もたくさんいるので、どんな形で資料を出せるかについては検討させていただければと思います。

時間の関係もありますので、続いて、議題6「条例改正・報酬改定について」、こちらも事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

議題6「条例改正・報酬改定について」

(事務局：障害政策課)

それでは、議題6「条例改正・報酬改定について」ご説明いたします。

障害政策課の大塚と申します。よろしくお願いいたします。私からは条例改正の内容についてご説明させていただきます。

資料6-1をご覧ください。

令和6年1月25日に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令等が公布されました。これに伴い、関連する本市の条例について所要の改正を行うこととなります。本市の条例は、国の省令に沿った内容としているため、今回の省令の改正内容はすべて市の条例に反映させることとなります。

資料の2ページ目以降に、改正内容が記載されております。

非常に多岐にわたる内容になりますので、共通する改正内容等を中心に、口頭のみでの説明で恐縮ですが、ご説明申し上げます。こちらに改正内容が記載されておりますが、共通する主な内容といたしましては、意思決定支援等の配慮、相談支援事業所への個別支援計画の交付、就労選択支援の創設、地域の連携等、感染症発生時に備えた平時からの対応、児童発達支援の一元化。今、概ねページ順にご説明申し上げますが、そういったものが共通するものの主なものとして挙げられております。その他、人員配置基準の緩和、自己評価方法の変更等、省令で定める基準と同様の基準となるよう、条例を改正するものです。

なお、本条例の施行期日は令和6年4月1日としておりまして、就労選択支援に関する改正につきましては、令和7年10月としております。条例改正に関する説明は以上となります。

(事務局：障害福祉課)

自立支援給付係の小林と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、引き続きまして、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容についてお話させていただきます。資料は、資料 6-2「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」をご覧ください。こちらは厚生労働省のホームページで公表されている資料でございます。

資料 2 ページ及び 3 ページをご覧ください。主な改定内容が箇条書きにされております。

障害福祉サービス等における横断的な改定事項としましては、現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ、強度行動障害を有する障害者の受入れ体制の強化などが挙げられております。

また、これらの改定は、令和 6 年 4 月から適用されるものですが、先ほど条例改正の説明にもありましたとおり、新たなサービスとしまして、33 ページ、34 ページに、就労選択支援が示されております。こちらにつきましては令和 7 年 10 月から施行されるものとなっております。

なお、報酬改定の告示は、3 月 15 日になされております。

今後、主管課長会議資料や関係通知が揃い次第、事業所の皆様には改めて改正内容等をまとめた説明資料やホームページをご用意させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

報酬関係については、事業所の皆様すでに資料に目を通されていて、この内容では分からないと思われるのではないのでしょうか。いろいろと聞きたいことがあるかと思いますが、私から 1 点だけ質問があります。国の説明会が開催されたような噂を聞きましたが、既に行われたのでしょうか。

(事務局：障害福祉課)

国の説明会は、3 月 13 日にございました。

(遅塚会長)

その時の資料がまた出てくるということですかね。

(事務局：障害福祉課)

あとは、国の障害保健福祉関係主管課長会議の資料がもうすぐ来るだろうと考えております。

それらが揃い次第、皆様には周知させていただければと思います。

(遅塚会長)

はい。それを待ちたいと思いますが、障害保健福祉関係主管課長会議は例年より遅れているようですが、何日に行われる予定ですか。

(事務局：障害福祉課)

色々確認したのですが、まだ日時の連絡が来てないようです。例年では、3月の上、中旬には行われているようですが、まだ情報がない状況でございます。

(遅塚会長)

わかりました。

Q&Aも含めて、皆さん首を長くして待っていると思いますので、是非来ましたら速やかに展開をお願いします。

何かご意見等があればと思いますが、細かい質疑等は少し避けたいところです。

それでは、速やかな情報提供を市にお願いしたいと思います。

最後に議題7「その他報告事項」ということで、何かございますでしょうか。

議題7 「その他報告事項」

(事務局：障害政策課)

最後に2点ほど、報告をさせていただきたいと思います。

まず1つ目ですが、次期障害者総合支援計画についてのご報告でございます。

こちらにつきましては、皆様からも多数ご意見等をいただき、2月に市長決裁が終わりまして計画を策定いたしました。冊子も作成できましたので、後ほど皆様に送付させていただきますと思っております。

また、この計画は、市のホームページや各区役所の情報公開コーナーにおいて公表をさせていただきます予定でございます。

パブリックコメントでは、政策委員会と自立支援協議会からいただいた意見を踏まえて修正したものもございますので、本日は時間がないので説明は省略させていただきますが、こちらのパブリックコメントの意見に対する回答もホームページで掲載しております。

次に2つ目ですが、ノーマライゼーション条例の改正について、ご報告をさせていただきます。

資料7をご覧ください。さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、こちらが2月議会の議案の資料でございます。こちらは2月議会が終わりまして、条例改正は可決されております。

今回の改正は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法の改正により、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されることに伴いま

して、ノーマライゼーション条例も所要の改正を行ったものでございます。

改正の内容は、従前、教育や雇用の場面に、ノーマライゼーション条例では限定して、合理的配慮に基づく措置を行うことで、障害者に不利益を与えることを差別としていました。今回、この差別の定義について、場面を限定することがなく、市または事業者が合理的配慮に基づく措置を行わないことにより、障害者に不利益を与えることを、差別の定義に追加するとともに、その他の規定の整備を行ったところでございます。

施行期日は法の施行と合わせまして、令和6年4月1日となります。

以上でございます。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

ただいまの2点、ご報告ございましたが何か確認、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、これで決められた議事については以上となります。

事務局にお返しいたします。よろしく願いいたします。

(事務局：障害福祉課)

本日は、長時間にわたり貴重なご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。今年度の協議会は、今回で終了となります。委員の任期は2年間となっておりますので、人事異動等がない限りは、来年度も同じメンバーで協議を進めていくこととなりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

また、来年度のスケジュールは、後日ご連絡をさせていただきます。

事務局からは以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

それでは以上をもちまして、令和5年度第3回さいたま市地域自立支援協議会を閉会いたします。1年間ありがとうございました。

また引き続き来年度もよろしくお願いいたします。

皆さんありがとうございました。